

答 申 書

舞鶴市国民健康保険運営協議会

令和6年2月20日

舞鶴市長 鴨田 秋津 様

舞鶴市国民健康保険運営協議会
会長 岸田 圭一郎

答 申 書

令和6年2月9日付け舞福保第110号により諮問のありました事項について、本協議会において慎重審議をしました結果、下記のとおり答申します。

記

諮問事項1の保険料賦課限度額の見直しについては、中間所得者の負担軽減に資することから適当と認める。

諮問事項2の保険料軽減制度の対象となる所得判定基準の見直しについては、物価高騰等の経済動向を踏まえ、所得の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう見直しを行うものであり適当と認める。

諮問事項3の退職者医療制度の廃止について、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設され、それに伴い廃止された。その後平成26年度まで経過措置が設けられたが、平成27年度から新規適用は終了し、近年では該当する対象者が激減し、本来の目的である財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、廃止するものであり適当と認める。

諮問事項4の令和6年度1人当たり保険料については、本来負担いただくべき保険料額に引き上げる必要があるが、物価高騰などの社会情勢を踏まえ、急激な引上げとならないよう基金を活用し、医療分と支援分と介護分を段階的に引き上げることは、被保険者の負

担を軽減するとともに、国民健康保険の安定的な運営を図る上で、必要であり適当と認める。

国民健康保険の構造的な課題に加え、医療費の高額化、少子高齢化の進行、被保険者数の減少など、国民健康保険を取り巻く状況は年々厳しくなっている。市として制度の安定化を進めるため、引き続き保険料の更なる収納確保と被保険者の健康の保持増進や医療費適正化に取り組まれるよう要望する。

特に、医療費の抑制を図るため、被保険者の特定健康診査の受診促進や健康づくり、疾病予防など、保健事業を積極的に取り組まれない。

以上